**神奈川県手話言語普及推進協議会設置要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、神奈川県手話言語条例（平成２６年神奈川県条例第89号）第８条の規定する手話推進計画の策定及び同計画の進行管理を行うに当たって有識者等から意見を聴取するため、神奈川県手話言語普及推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　協議会は、手話推進計画の策定及び進行管理を行うために必要な事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

（任期）

第３条　協議会の委員の任期は３年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（構成員）

第４条　委員は、障害者等関係団体、公募による県民、有識者等により構成する。

（協議会の公開）

第５条　協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、非公開とする。

（１）神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）第５条各号に該当する事項について協議等を行う場合

（２）協議会を公開することにより、協議会の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合

２　前項ただし書の規定により非公開とする場合は、会長が協議会に諮って決定する。

（協議会）

第６条　協議会は、会長及び副会長を置く。

２　会長は、委員の互選により決定し、副会長は、委員の中から会長が指名する。

３　会長は、会務を総理し、必要に応じ協議会を招集する。

４　会長は、委員の４分の１以上が協議すべき事項を示して召集を請求したときは、協議会を招集しなければならない。

５　協議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決を行うことができない。

６　協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

７　副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

（出席要請等）

第７条　会長は、必要に応じ、県職員及び学識経験を有する者等の出席を要請し、意見を求めることができる。

（手話言語推進会議との連携）

第８条　県は、必要に応じ、調査及び協議された事項について、庁内推進組織である手話言語推進会議において報告又は協議し、障害者施策をはじめとする様々な施策に反映させるよう努めるものとする。

（庶務）

第９条　協議会の庶務は、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課において処理する。

（その他）

第10条　その他必要な事項は、会長がそのつど協議会に諮って決定する。

附　則

　この要綱は、平成27年２月17日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成27年５月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成30年４月１日から施行する。